

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日に当たるのと同日)

## 鳥取県規則第三号

鳥取県本庁事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、

同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、副知事が欠けたときは、同項の表中「副知事」とあるのは、「総務部長」とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- ◆規則 鳥取県本庁事務決裁規則の一部を改正する規則
- ◆告示 保険医療機関の指定
- ◆公告 保険医の登録
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可(五件)
- 国有財産の用途廃止
- 開発行為に関する工事の完了
- 火薬類取扱保安責任者試験の実施
- 毒物劇物取扱者試験の実施
- 火薬類取扱保安責任者試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第三十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

鳥取県本庁事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年一月十六日

昭和四十九年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十九年一月十六日

昭和四十九年一月十六日

昭和四十九年一月十六日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取生協病院付属事業所診療所	鳥取市古市一八五	昭和四十八年十二月二十六日
福永医院	氣高郡青谷町青谷	二十九日
岡本歯科医院	米子市上福原一、八三八の一五	"
皆生診療所	西伯郡大山町大山字上野原一四五の三	十五日
大山町国民健康保険		二十七日
大山寺診療所	鳥取市湯所町二丁目二三一	"
清水歯科医院	十一月二十日	二十九日

## 鳥取県告示第三十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十九年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登 錄 の 年 月 日
古 谷 裕 道	鳥医第一、八六一號	昭和四八年十二月二十四日

## 鳥取県告示第三十六号

昭和四十八年十二月十一日付けで東伯町長から申請のあつた土地改良(

田越地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和四十九年一月十七日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

東伯町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第三十七号

日南町長から申請のあつた町営土地改良(上三栄地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第三十八号

米子市長から申請のあつた市営土地改良（吉谷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第三十九号

米子市長から申請のあつた市営土地改良（富益地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第四十号

佐治村長から申請のあつた村営土地改良（森坪地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第四十一号

佐治村長から申請のあつた村営土地改良（刈地地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第四十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年一月十六日から用途廃止した。

昭和四十九年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第三十九号

場	所	(面 方メー トル)	用 途
鳥取市下味野字下篠田八九六番地先から同市下味野字下篠田七九一一番地先まで	二〇〇・四八	道路敷	道路敷
鳥取市下味野字三谷口七一九番地先から同市下味野字三谷口七一八番地先まで	四一・一六	道路敷	道路敷
鳥取市下味野字童子山七二六番地先から同市下味野字小山谷七一一番地先まで	一八五・四六	道路敷	道路敷
鳥取市下味野字小山谷七一七番地先から同市下味野字小山谷七一四番地先まで	二五九・五一	道路敷	道路敷
鳥取市下味野字小山谷七〇五番地先から同市下味野字小山谷八五九番地先まで	一九・八七	道路敷	道路敷
鳥取市下味野字空町六八七番二地先から同市下味野字空町六九一番地先まで	一二一・〇九	道路敷	道路敷

鳥取市下味野字下味田八〇九番地先から同市下味 野字下條田八〇八番地先まで	三回・八七
鳥取市下味野字下條田八〇二番一地先から同市下 味野字下條田八一五番地先まで	四回・五五
鳥取市下味野字下條田八〇〇番地先から同市下 味野字下條田七九一一番地先まで	三〇・三三
鳥取市下味野字小山谷七一七番地先から同市下味 野字空町六九四番地先まで	三六・六七
鳥取市下味野字下條田八一二番地先から同市下味 野字空町六九四番地先まで	三〇・四五
鳥取市下味野字下條田八一二番地先から同市下味 野字下條田八一三番地先まで	三〇・六〇

道路敷

道路敷

道路敷

水路敷

水路敷

水路敷

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 1 期日及び場所

昭和49年2月20日(水曜日)午前10時から午後3時まで  
鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂

## 2 試験科目

## (1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及  
び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」と  
いう。)別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者  
試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯  
藏その他取扱方法

- 鳥取県告示第四十三号
- 次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十一年法律第二百四十九条)第三十六条第三項の規定による告示する。
- 昭和四十九年一月十六日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 許可番号
- 昭和四十八年六月二十五日 鳥取県指令受都計第五百四十一号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
- 鳥取市布勢字河徳
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 鳥取市片原一丁目一〇七
- 有限公司 海南開發  
代表取締役 森 岡 祐太良

毒物及び劇物取扱者試験(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和49年1月16日

公 告

毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表  
第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては  
規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法

## 3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和26年3月鳥取県規則第9号）別記第1号様式の受験申請書に次の書類を添えて所轄保健所長を経由して知事に提出すること。

## (1) 履歴書

## (2) 戸籍抄本

(3) 写真（申請前6箇月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形の合紙のないもの）2枚

(4) 精神病者、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者又はおしゃんぼ、盲若しくは色盲でないことを証する医師の證明書

## 4 受験手数料及びその納付方法

## (1) 受験手数料 500円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書にはり付けること。この場合、消印しないこと。

## 5 受験申請書の提出期限

昭和49年2月2日（土曜日）まで

昭和49年1月16日 水曜日

## 1 試験の種類及び方法

## (1) 試験の種類

- ア 甲種火薬類取扱保安責任者試験  
イ 乙種火薬類取扱保安責任者試験

## (2) 試験の方法

- ア 筆記による学科試験  
イ 火薬類取扱に関する法令

## (3) 試験の期日及び場所

- イ 一般火薬学  
イ 面接による人物試験

## 2 試験の期日

昭和49年2月24日（日曜日）午前10時から12時まで

## (2) 試験の場所

鳥取市及び米子市

## 3 受験手続

次の書類を鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

## (1) 受験願書

## (2) 履歴書

## (3) 写真

- 手札形といし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはり付けること。

## (4) 戸籍抄本

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県火薬保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。  
火薬保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

昭和49年1月16日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 4 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 700円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所に貼り付けること。この場合、消印しないこと。

## 5 受験願書の受付期間

昭和49年1月25日から昭和49年1月31日まで(郵送による場合は、1月31日までの消印があるものは、有効とする。)

## 6 受験票

受験願書を受け付けたときは、受験票を交付する。